

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1058010	産業用大麻種子の流通体制構築（輸入規制緩和あるいは国内調達体制の確立）		<p>下記法規制緩和あるいは支援措置の実施</p> <p>(法規制緩和) 学術上の分類は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻（以下無毒種）について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> <p>(支援措置) 国内における無毒種子の流通体制の確立、または無毒種の開発に向けた研究の実施</p>	<p>【提案の背景】 「北見地域産業振興ビジョン（経済産業省）」において、「遊休地を活用した産業用大麻の栽培及び建材等の開発」が推進すべきプロジェクトの一つに位置づけられていることから、提案主体は事業化に向け真摯に取り組んできた。しかし、国内で唯一事業化している栃木県においては県外への種子持ち出しを条例で禁じており、輸入についても法で制限されていることから、工業製品製造のノウハウを持ちながらも事業化に着手できない状態にある。こうしたことから、輸入、国内調達を問わず産業用大麻種子の流通体制確立に向けた法規制緩和もしくは支援措置の実施を要望するものである。</p> <p>【大麻栽培による効果】 ①大麻の繊維及び茎を活用し、建材、断熱材、不織布、生分解性プラスチックとして利用可能。 (廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与) ②生育速度が極めて速いことから二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。 ③硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にも貢献できる作物である。（とりわけ北海道東部において地下水汚染が広がっている。） ④離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地（北海道1万ha）の農地保全を図るだけでなく、畑に工場を隣接して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p> <p>【代替措置】 都道府県知事による栽培許可の有無などの条件、制限や種子の管理方法などについて貴省の指示に従う。</p> <p>【支援措置の要望】 地球環境保全が重要となる中、成長速度の速いバイオマスが注目されていることも併せ、公的機関による横断的な無毒品種の開発等を要望する。</p>		産業クラスター研究会林-ツク「麻プロジェクト」	北海道	厚生労働省 経済産業省
1060010	グリーン電力証書が算定できるように省エネ法の緩和		<p>省エネ法においては、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標等としているが、そのエネルギー消費量算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。</p>	<p>グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力（グリーン電力）を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値（環境価値）に分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書やCSR報告書等に公表できるという制度である。</p> <p>民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増加しているものの、その普及は19年度末現在、グリーン電力全体の約1.7%にとどまっている。</p> <p>松山市では平成20年度、豊富な日射量を活かした「松山サンシャインプロジェクト」を策定、中核市トップの補助制度による太陽光発電システムの普及と新たなソーラー関連産業の創出プログラムにより、太陽エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業創出」を目指している。</p> <p>そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、省エネ法において、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標としているが、エネルギー使用量の算定に当たって、グリーン電力証書の購入量に相当するエネルギー使用量の控除を認めることとする。</p>		松山市	愛媛県	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1060040	グリーン電力証書が算定できるように温暖化対策法の緩和		温暖化対策法においては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に対して、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、その温室効果ガス排出量の算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	<p>グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力（グリーン電力）を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値（環境価値）とに分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書やCSR報告書等に公表できるという制度である。</p> <p>民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増加しているものの、その普及は19年度末現在、グリーン電力全体の約1.7%にとどまっている。</p> <p>松山市では、全国平均を大幅に上回る日照時間と少雨な気候特性を有利に活かすため、太陽光発電システムの導入を促進しており、20年3月現在、住宅におけるその普及率は1.1%と中核市1位を誇る。20年4月「松山サンシャインプロジェクト」を策定し、太陽エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業創出」を目指している。</p> <p>そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、温暖化対策法において、国に報告が義務付けられている温室効果ガス排出量の算定に当たって、CO2を排出しないという価値であるグリーン電力証書の購入量に相当する温室効果ガス排出量の控除を認めることとする。</p>		松山市（環境事業推進課 中島・桜田）	愛媛県	経済産業省 環境省
1084080	温室効果ガスの排出権取引制度の導入		<p>以下のような排出権取引制度を創設する。</p> <p>1. 排出権割当対象</p> <p>(a) 化石燃料ベースの割当対象は、化石燃料の生産・輸入・販売全業者（＝「川上」産業）</p> <p>(b) 電力ベースの割当対象は、それ以外の企業（＝「川下」産業）</p> <p>(c) 電力会社には化石燃料ベースで排出権割当を行う</p> <p>(d) 電力会社は電力供給の制限はない。</p> <p>2. 割当方法</p> <p>(a) 川上＝全量有償割当</p> <p>(b) 川下＝全量無償割当から、徐々に全量有償割当へ移行</p> <p>3. 排出量のモニタリング・算定・報告方法＝既存の輸入・電力供給手続きを利用可能</p> <p>4. 電力会社の排出制限の種類を変えることで、他のガスにも援用可能</p>	<p>現行制度「経団連による自主行動計画」では、削減義務の有無などで国際スキームへのリンケージがなく、カバレッジも低い問題だ。当該問題は地球規模のアジェンダであるため将来的な世界的ルール統一は自明なので、ICAPなどの作成過程への不参加はルール参加者としての日本の国益上甚大な損失であり、一刻も早い制度導入が望まれる。</p> <p>加えて、削減インセンティブも問題だ。排出権割当は削減義務が生じる反面、超過削減には排出権売却の権利も生じる。これは温室効果ガス削減に対する経済的インセンティブ（「削減インセンティブ」）になる。数値目標だけの現行制度は超過削減インセンティブがなく、企業にとってデメリットのみの排出権設定自体へ不満も生じる。また、日本はアジアという途上国群と経済的関係性が深いため、削減をビジネスチャンスへ変える枠組みは必要だ。なぜなら、現状では全世界への最適技術導入を仮定しても排出量半減は不可能なので、技術イノベーションが必須となるが、それには「技術が金になる枠組み」が必要だからだ。</p> <p>新制度導入に際する最大の論点は割当対象だが、本案は川上・川下両方式の重要点を網羅。生産・輸入・販売時点での規制のため排出量に対する割当枠のカバレッジが高く、現行手続きを利用するため監視コストも低く、主な削減主体である一般企業へも割当ため削減インセンティブも働く。制度の目的達成（削減インセンティブ）、目標達成（カバレッジ）、運営（監視コスト）を全て網羅している点で最適な制度であるため、早期に導入すべきだ。</p>		個人	東京都	経済産業省 環境省